

# 伊達市国民保護計画の概要

平成 27 年 11 月  
伊 達 市

# 目次

第1編 総論	
第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
第2章 国民保護措置に関する基本方針	1
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	2
第4章 市の地理的、社会的特徴	2
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	2
第2編 平素からの備えや予防	3
第1章 組織・体制の整備等	3
第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	4
第3章 物資及び資材の備蓄、整備	5
第4章 国民保護に関する啓発	5
第3編 武力攻撃事態等への対処	5
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	5
第2章 市対策本部の設置等	6
第3章 関係機関相互の連携	6
第4章 警報及び避難の指示等	7
第5章 救援	7
第6章 安否情報の収集・提供	8
第7章 武力攻撃災害への対処	9
第8章 被災情報の収集及び報告	10
第9章 保健衛生の確保その他の措置	10
第10章 国民生活の安定に関する措置	10
第11章 特殊標章等の交付及び管理	11
第4編 復旧等	11
第1章 応急の復旧	11
第2章 武力攻撃災害の復旧	11
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	12
第5編 緊急対処事態への対処	12

## 第1編 総論

### 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

伊達市（以下「市」という。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

#### 1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

市は、国民保護法、基本指針、道国民保護計画を踏まえ、市国民保護計画に基づき、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

#### 2 市国民保護計画の構成

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処

#### 3 市国民保護計画の見直し、変更手続

市国民保護計画については、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、道国民保護計画の見直し、訓練の検証結果等を踏まえ、見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

計画の変更に当たっては、国民保護法施行令で定める軽微な変更を除き、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。

### 第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

#### (1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重し、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

#### (2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

#### (3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

#### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、道、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

#### (5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自

発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

### 第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

- 1 地理的条件  
本市の地形、気候など
- 2 道路、鉄道など

### 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり道国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

- 1 武力攻撃事態  
市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、道国民保護計画において想定されている事態を対象とする。  
なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。
  - (1) 着上陸侵攻
  - (2) グリラや特殊部隊による攻撃
  - (3) 弾道ミサイル攻撃
  - (4) 航空攻撃
- 2 緊急処理事態  
市国民保護計画においては、緊急処理事態として、道国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

- (1) 攻撃対象施設等による分類
  - ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
  - ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
- (2) 攻撃手段による分類
  - ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
  - ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部課の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

- 1 市の各部課における平素の業務
 

市の各部課は、国民保護措置を迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。
- 2 市職員の参集基準等
  - (1) 職員の迅速な参集体制の整備
  - (2) 24時間即応体制の確立
  - (3) 市の体制及び職員の参集基準等
- 3 消防機関の体制
  - (1) 消防本部及び消防署における体制
  - (2) 消防団の充実・活性化の推進等
- 4 国民の権利利益の救済に係る手続等
  - (1) 国民の権利利益の迅速な救済
  - (2) 国民の権利利益に関する文書の保存

#### 第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、道、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

- 1 基本的考え方
  - (1) 防災のための連携体制の活用
  - (2) 関係機関の計画との整合性の確保
  - (3) 関係機関相互の意思疎通
- 2 道との連携
 

市は、道の連絡先の把握及び情報の共有を図る。また、市国民保護計画の協議を行う。道警察と必要な連携を図る。
- 3 近接市町村との連携
 

市は、近接市町村の連絡先を把握するとともに、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給など近接市町村相互間の連携を図る。
- 4 指定公共機関等との連携
 

市は、区域内の指定公共機関等の連絡先の把握及び医療機関との連携を図る。

#### 5 ボランティア団体等に対する支援

市は、研修等を通じて自主防災組織等の活性化を推進するとともに、ボランティア関係団体等との連携を図る。

### 第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

#### 1 非常通信体制の整備

市は、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、非常通信協議会との連携に十分配慮する。

#### 2 非常通信体制の確保

市は、情報の収集、提供を確実にを行うため、自然災害時における伝達体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

#### 3 国・道との連携等による通信体制の整備

市は、北海道総合行政情報ネットワークや国における緊急情報ネットワークシステム(E m - N e t )、全国瞬時警報システム(J - A L E R T)等の手段で連携を図るなど通信体制の充実に努める。

### 第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 基本的考え方

市は、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

#### 2 警報等の伝達に必要な準備

市は、警報の通知があった場合、住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておく。また、迅速な警報の伝達等の通信体制の充実に努める。

#### 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

市は、避難住民及び死亡し又は負傷した住民の安否情報の収集を行い、道に報告する。

#### 4 被災情報の収集・報告に必要な準備

市は、被災情報の収集、整理及び報告等を実施するため、あらかじめ担当を定めるなど体制の整備を図る。

### 第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

#### 1 研修

市は、研修機関を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。また、国、道等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

道と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して研修等を行う。

## 2 訓練

市は、近隣市町村、道、国等関係機関と共同するなどして、訓練を実施し、対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、防災関係機関等との連携を図る。

## 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

### 1 避難に関する基本的事項

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

市は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、隣接する市町村と緊密な連携を確保する。

### 2 避難実施要領のパターンの作成

市は、国が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

### 3 救援に関する基本的事項

市は、道と連携して、必要な資料を準備するとともに、関係機関との連携体制を確保する。

### 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、道と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

### 5 避難施設の指定への協力

市は、道が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど道に協力する。

### 6 生活関連等施設の把握等

市は、区域内に所在する生活関連等施設について、道を通じて把握するとともに、道との連絡態勢を整備する。

## 第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

### 1 市における備蓄

国民保護措置に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

また、国民保護措置の実施のため特に必要となる特殊な薬品等は、国及び道の整備の状況等も踏まえ、道と連携しつつ対応する。

### 2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

市は、管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

## 第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

市は、国及び道と連携し、住民に対し、様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について啓発を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

### 第3編 武力攻撃事態等への対処

#### 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

市長は、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、道及び道警察に連絡を行うとともに、「緊急事態連絡室」を設置し、所要人員を配置する。政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合には、市長は、国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から道を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合及び市長が不測の事態に備え即応体制の強化を図る。

#### 第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

市対策本部を設置する場合の手順、組織について定める。

2 通信の確保

市は、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段の確保に努める。



### 第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、道、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 国・道の対策本部との連携

市は、道や国の対策本部、合同対策協議会と各種の調整や情報共有を行うなどより密接な連携を図る。

#### 2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、知事に対し、国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

#### 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の派遣要請を行うよう求める。

#### 4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

市長等は、必要があると認めるときは、他の市町村長等に対して応援を求める。

#### 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長等に対し、職員の派遣の要請を行う。

#### 6 市の行う応援等

市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

#### 7 ボランティア団体等に対する支援等

市は、自主防災組織に必要な支援を行う。また、ボランティアの受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

#### 8 住民への協力要請

市は、必要がある場合には、住民に対し、安全の確保に十分に配慮し必要な援助についての協力を要請する。

### 第4章 警報及び避難の指示等

#### 第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 警報の内容の伝達等

市は、道から警報の内容の通知を受けた場合には、速やかに住民及び関係のある公私の団体に警報の内容を伝達する。

また、警報発令の報道発表を速やかに行うとともに、市のホームページに掲載する。

#### 2 警報の内容の伝達方法

警報の伝達については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき行う。

市長は、消防機関と連携し、自主防災組織等の自発的な協力を得るなど、体制の整備に努める。

災害時要援護者についての体制の整備に努める。

### 3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

## 第2 避難住民の誘導等

市は、道の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

### 1 避難の指示の通知・伝達

市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、被災情報等収集した情報を迅速に道に提供する。

市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、住民及び関係のある公私の団体に対して迅速に伝達する。

### 2 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

### 3 避難住民の誘導

市長は、消防機関の協力を得て、避難住民を誘導する。また、必要に応じ警察官等の誘導を要請する。

## 第5章 救援

市長は、知事から、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市長が行うこととする通知があった場合、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置について知事と緊密に連携して行う必要があるため、救援の内容等について、以下のとおり定める。

### 1 救援の実施

市長は、知事から知事の権限に属する事務についての通知があったときは、救援に関する措置について関係機関等の協力を得て行う。

### 2 関係機関との連携

市長は、救援を実施するため必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都府県に支援を求めるよう、要請する。

### 3 救援の内容

市長は、通知があった場合において、次の事項のうち、実施することとされた救援に関する措置について、原則として現物支給により行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与

- ⑨ 遺体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- 4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項  
市は、核攻撃等又は武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、国、道と連携して、医療活動等を実施する。
- 5 救援の際の物資の売渡し要請等  
市長は、知事から知事の権限に属する事務の一部を市長が行うこととする通知があった場合で、救援を行うため必要があると認めるときは、必要最小限のものに限り、公用令書の交付等公正かつ適切な手続の下に行う。

## 第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

- 1 安否情報システムの利用  
市は、安否情報の収集・提供を効率的に実施するため、消防庁が管理する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システムを利用する。
- 2 安否情報の収集  
市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、諸学校等からの情報収集、道警察への照会などにより安否情報の収集を行う。  
市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する。  
この協力は各機関の自主的な判断に基づくものである。
- 3 道に対する報告  
市は、道への報告に当たっては、定められた様式により、電子メールで道に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。
- 4 安否情報の照会に対する回答  
市は、安否情報の照会窓口について、市対策本部を設置すると同時に住民に周知し、安否情報の照会を受け付ける。  
安否情報の回答については、原則として被照会者の同意に基づき回答する。
- 5 日本赤十字社に対する協力  
市は、日本赤十字社北海道支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。  
この場合、個人の情報の保護に配慮する。

## 第7章 武力攻撃災害への対処

### 第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

#### 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

市長は、国や道等の関係機関と協力して、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。また、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

#### 2 武力攻撃災害の兆候の通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する災害及び兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

市長は、通報を受けた場合に、対処する必要があると認めるときは、知事に通知する。

### 第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

#### 2 警戒区域の設定

市長は、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。

#### 3 応急公用負担等

市長は、必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

#### 4 消防に関する措置等

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、道警察等と連携し、必要な措置を講じる。

消防機関は、その施設及び人員を活用して、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

また、消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長及び消防庁長官に対し、消防の応援要請を行う。

### 第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、道その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

#### 1 生活関連等施設の安全確保

市は、市対策本部を設置した場合においては、生活関連等施設の対応状況等の情報を収集する。

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、必要な支援を行う。

市長は、生活関連等施設について、安全確保のために必要な措置を行う。

#### 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

市長は、緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災

害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

#### 第4章 NBC攻撃による災害への対処等

市は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

##### 1 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国の基本的な方針を踏まえつつ、現場における初動的な応急措置を講ずる。

#### 第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

市は、保有する通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時、場所、災害の概要、人的・物的被害の状況等について収集し、道及び消防庁に対し報告する。

#### 第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

##### 1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、健康相談、防疫対策、食品衛生確保対策、飲料水衛生確保対策、栄養指導対策等の措置を実施する。

##### 2 廃棄物の処理

市は、地域防災計画の定めに基づいて、廃棄物処理体制を整備する。また、処理能力が不足すると予想される場合については、道に対して他市町村の応援要請を行う。

#### 第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

##### 1 生活関連物資等の価格安定

市は、物価の安定を図り、生活関連物資等若しくは役務の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために道等の関係機関が実施する措置に協力する。

##### 2 避難住民等の生活安定等

###### (1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、道教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないように、避難先での学習機会の確保、教科書の供給等、適切な措置を講ずる。

###### (2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税の

徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

### 3 生活基盤等の確保

#### (1) 水の安定的な供給

市は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### (2) 公共的施設の適切な管理

河川・道路の管理者として市は、公共的施設を適切に管理する。

## 第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

市長等は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、交付要綱を作成し、職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

## 第4編 復旧等

### 第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講ずることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 基本的考え方

市は、施設及び設備の被害状況について点検を実施し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

#### 2 公共的施設の応急の復旧

市は、ライフライン施設について、被害状況を把握し、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

市の管理する道路等の被害状況を把握し、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

### 第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって道と連携して実施する。

また、市の管理する施設等が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。必要があるときは、地域の実情等を勘案し、道と連携して、当面の復旧の方向を定める。

### 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり

定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

2 損失補償及び損害補償

市は、国民保護法に基づく行政処分で生じた損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

市は、国民保護措置の実施を要請し、協力をした者が死亡、負傷等し、又は障害の状態となったときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、道の対策本部長が総合調整又は指示により、損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、道に対して損失の請求を行う。

## 第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。